※※※

令和８年９月２８日　第１９回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会　午後　１時３０分
閉会　午後　１時４６分

１　出席委員

１番　伊　藤　　力	２番　兼　古　照　夫	４番　佐　藤　伸　哉
５番　餌　取　靖　徳	６番　人　見　華　代	７番　遠　國　和　宏
８番　印　牧　　清	１０番　小　松　洋　一	１１番　大　平　哲　信
１２番　松　田　博　幸		

２　欠席委員

３番　上　妻　良　一	９番　葛　西　香　織

３　議事に参与するもの

事務局長	野　田　　誠
事務局次長	留　田　篤　史
総務主任	小　尾　直　一

○議事日程

日程第　１	会期の決定について	
日程第　２	会議録署名委員の指名について	
日程第　３	議案第１号	議席の指定について
日程第　４	報告第１号	農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第　５	議案第２号	農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について
日程第　６	議案第３号	農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定のよる農用地買入協議に係る要請について
日程第　７	議案第４号	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について
日程第　８	議案第５号	土地の現況証明書下付について
日程第　９	決議案第１号	農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について

第１９回農業委員会総会

令和８年９月２８日

開会　午後　１時３０分

（開　会）

○議長　ただいまから、令和８年度第１９回足寄町農業委員会総会を開催します。

３番上妻良一委員、９番葛西香織委員は欠席です。

（会期の決定）

○議長　「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日１日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日１日と決定します。

（署名委員の指名）

○議長　「会議録署名委員の指名について」を議題とします。足寄町農業委員会会議規則第１４条第２項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、７番 遠國和宏委員、１１番 大平哲信委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

（議案第１号）

○議長　「議案第１号　議席の指定について」を議題とします。本件につきまして、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました「議案第１号　議席の指定について」提案理由をご説明申し上げます。令和８年第３回足寄町議会定例会において、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、令和８年９月１日に足寄町議会の同意を得て、２名の委員が選任されました。つきましては、足寄町農業委員会会議規則第８条により「議席は初回の委員会で抽選し、また補欠委員の議席は前任者の議席とする」と規定されていますので、現在欠番となっております８番及び１０番議席の決定について、よろしくお願いします。

○議長　ただいまから、８番議席及び１０番議席の抽選を行います。

これから抽選を行います。抽選の順序は仮議席、８番印牧清委員、１０番小松洋一委員の順序により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認めます。

仮議席の順番により抽選を行います。

ここで、暫時、休憩します。

午後　１時３２分　　休憩

（　議席抽選　）

午後　１時３３分　　再開

○議長　休憩を閉じ、会議を再開します。議席の抽選の結果について、事務局より報告します。

事務局長。

○事務局長　議席の抽選の結果について、報告いたします。

印牧　清委員８番、小松洋一委員１０番、以上のとおりです。

○議長　議席については、足寄町農業委員会会議規則第８条に規定により、ただいまの報告のとおり決定します。

（報告第１号）

○議長　「報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動（相続）に

ついて」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第３条の３第１項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

１番を説明します。本件は、父の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和８年４月１７日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長　本件について、ただいま事務局長の説明のとおりです。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、これで報告済みとします。

（議案第２号）

○議長　「議案第２号　農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました議案第２号、農地法第３条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第１０条の規定により、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢４５７番１２の１筆です。

地目につきましては、公簿は山林、現況は畑です。

面積につきましては、２９，３７９㎡の内、畑が４，５００㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は

　　円、１０アール当たり　　円となっています。

譲受人は農地法第３条第２項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

２番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛１７２番４ほか６筆の計７筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野で現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、３３，０８４㎡の内、畑が１８，０１７㎡、採草放牧地が１，１６９㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は

　　円、１０アール当たり　　円となっています。

譲受人は農地法第３条第２項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

３番を説明します。譲渡人、譲受人の住

所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛１７２番５ほか５筆の計６筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林で、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、３７，５２６㎡の内、畑が２９，８２８㎡、採草放牧地が１，６１１㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は

円、１０アール当たり　　円

となっています。

譲受人は農地法第３条第２項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

４番、佐藤伸哉委員長。

○佐藤現地調査委員長　１番から３番について９月１７日、私と兼古委員、人見委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長　本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

１番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○議長　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。

次に、２番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、２番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○議長　全員の挙手です。したがって２番については、原案のとおり決定します。

次に、３番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、３番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○議長　全員の挙手です。したがって３番については、原案のとおり決定します。

（議案第３号）

○議長　「議案第３号　農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地買入協議に係る要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました議案第３号、農業経営基盤強化促進法第２２条第１項の規定による農用地買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第２２条第１項に基づき、所有権移転に係るあっせんの申し出があった農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、足寄町長渡辺俊一氏に本件の農地所有者に対して、同公社が買入の協議を行う旨の通知をされるよう同条第２項に基づく要請の議決をお願いするものです。

１番から３番は、令和７年１２月５日に開催されました地域計画喜登牛地区内、五十鈴集落構成員への承認協議で新規就農者の誘致が決定し、令和８年１２月１日から営農を開始するため農地の売買を進めている案件で、

売渡予定者が同一人のため、一括で説明します。

１番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛４８１番７ほか８筆の計９筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、４１５，９５６㎡のうち、畑が３４０，１１２㎡、採草放牧地が７５，８４４㎡です。

売買予定価格は　　円、１０アール当たり　　円となっています。

２番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛７６８番５ほか２筆の計３筆です。

地目につきましては、公簿及び現況共に畑です。

面積につきましては、７８，６０６㎡です。

売買予定価格は　　円、１０アール当たり　　円となっています。

３番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛７６８番４ほか３筆の計４筆です。

地目につきましては、公簿及び現況共に畑です。

面積につきましては、８０，２１５㎡です。

売買予定価格は　　円、１０アール当たり　　円となっています。

１番から３番の売渡予定者は、令和８年３月１０日に認定新規就農者に認定された方で、あっせん会議は、売渡予定者の農用地取得資金対策において、現在、資金対応が困難なことから不成立となりました。

従って、本件は公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業を活用すべく、足寄町長に対して、同法人への買入協議を行うよう要請するものです。

なお、事業は１０年貸付タイプを予定しています。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　本件について、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、足寄町長に、当該農用地の所有者に対して、公益財団法人北海道農業公社の買入協議を行う旨の通知をするよう要請します。

（議案第４号）

○議長　「議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました議案第４号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定による農地利用集積等促進計画案に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。本件は、土地売買等事業による即売りタイプです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂喜登牛２６９０番の１筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、３５，１５０㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額は、　　円、１０アール当たり　　円で、支払方法等は、記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるため、農業経営基盤強化促進法第２１条に基づき、農地中間管理機構への所有権の設定等を行うものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。１番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○議長　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。

議案第４号１番につきましては、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおりに認可申請されれば、会長専決により即日公告をおこないます。

（議案第５号）

○議長　「議案第５号　土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長　ただいま議題となりました議案第５号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

１番を説明します。願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛６６番６ほか２筆の計３筆です。

本件の公簿地目は牧場で、地目変更登記を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長　本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。４番、佐藤伸哉現地調査委員長。

○佐藤現地調査委員長　本件は、９月１７日、私と兼古委員、人見委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細につきましては、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長　本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

１番について質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長　無ければ、１番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

（委員の挙手）

○**議長**　全員の挙手です。したがって１番については、原案のとおり決定します。

（決議案第１号）

○**議長**　「決議案第１号　農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について」議題といたします。

それでは、説明します。

事務局長。

○**事務局長**　ただいま議題となりました、決議案第１号、農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議について、ご説明申し上げます。

行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければなりません。

令和元年に連続して発生した農業委員の不祥事以降、令和７年度においても委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、事務局職員による虚偽有印公文書の作成などの不祥事が発生しています。

令和元年１１月２８日に全国農業会議所が開催した、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

本議案につきましては、この申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせに関する決議」を議決するよう依頼されたものです。

決議案については、議案書のとおりですので、内容を省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。

○**議長**　決議案第１号につきましては、ただいま事務局長の説明のとおりです。

何か、質疑ございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○**議長**　なければ、原案のとおり決議します。

（閉　会）

○**議長**　以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和８年度第１９回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後　１時４６分　閉会

第１９回総会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

議　　長　松田博幸

農業委員　遠国和宏

農業委員　大平哲信